

令和7年 王寺町臨時経済対策ギフト券を活用した生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、王寺町を事業主体として、ギフト券を交付することにより、物価高騰により影響を受けている住民への生活支援を目的とする。

(交付対象者)

第2条 ギフト券の交付対象者は、令和7年3月24日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 基準日において王寺町の住民基本台帳に記録されている者（住民基本台帳に記録されていない者であって、転入した日から住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する期間内に転入届を提出したもので、基準日において住所を有することとなるものを含む。）
- (2) 配偶者等からの暴力を理由に避難し、配偶者等と生計を別に行っている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。）（以下「DV等避難者」という。）及びその同伴者であって、基準日において王寺町に住民票を移していない者が、次に掲げる①から③までの要件のいずれかを満たしている旨を王寺町に申し出た当該DV等避難者
 - ① その配偶者等に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律31号）10条に基づく保護命令（同条1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項2号に基づく退去命令）が出されていること。
 - ② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。）が発行した確認書を含む。また、親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。
 - ③ 基準日の翌日以降に住民票が王寺町へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

(交付額等)

第3条 ギフト券の券面額の合計額は、対象者1人当たり2,000円とする。

2 ギフト券1枚当たりの券面額は1,000円とする。

(交付の決定及び交付方法)

第4条 町長は、住民基本台帳等により、対象者を決定する。

2 ギフト券は、町長が定める交付開始日から、対象者の住所への配送をもって交付する。
ただし、不在の場合は不在連絡票により通知し、一定の期間、対象者から申出がない場合

は、令和7年7月31日まで町長の指定する場所にて交付するものとする。

3 前項の配送は、住民基本台帳に記録された世帯ごとに行う。

(ギフト券の返還等)

第7条 町長は、ギフト券の交付を受けた者が、対象者に該当しないと認めるときは、ギフト券の交付を取り消し、その返還を求めるものとする。

2 対象者が令和7年7月31日までにギフト券を受け取らない場合は、ギフト券の交付を辞退したものとみなす。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。